平成２８年４月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　平成２８年４月８日（金）午後１時３０分から午後２時１０分

２．開催場所　　大木町役場　３階　第１会議室

３．総会構成人員現在総数　　１５名

４．出席委員　（１５名）

１番　　小畠　裕司
２番　　熊丸　　渡
３番　　田中　博己
５番　　荒巻　利三
６番　　野口　俊夫
７番　　松永　一完
８番　　眞崎　萬次
９番　　池田　久生
１０番　　久良木勝昌
１１番　　真辺　恵子
１２番　　松永　靜義
１３番　　古賀　良隆
１４番　　池田　英昭
１５番　　野口　壽格
１６番　　水落　　愃　　（会長）

５．欠席委員　（０名）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　北島　克彦
係長　　古賀　利治
書記　　石川　　剛

７．議事内容

１．議事
１）農地法第１８条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可申請について
４）あっせん譲受希望申込みについて
５）大木町農用地利用集積計画の決定について

８．会議の概要

議　長　　みなさん、こんにちは。
先月２８日の臨時農業委員会総会におきまして、古賀泰弘委員さんから辞任願いが出たわけでございますが、皆さん方慎重審議をしていただき、ご承認いただきありがとうございました。
つきましては、その後任として３月３１日付けで小畠裕司さんが農業委員に選任されました。また、４月の事務局の人事異動におきまして、古賀さんが係長として着任されましたので、お二人からあいさつをお願いしたいと思います。

（　小畠委員あいさつ　）

（　古賀係長あいさつ　）

議　長　　どうもありがとうございました。
大木町農業委員会会議規則第６条の規定により全委員が出席でございますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。
では、ただいまより、４月の農業委員会総会を開催いたします。
携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようお願いします。
本日の議事録署名人を、１４番委員池田英昭委員、１５番委員野口壽格委員にお願いいたします。
議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
議案第1号の通知を終わります。
次に、議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明　）
農地法第３条第２項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の久良木委員の意見をお願いいたします。

久良木委員　この案件につきましては、譲受人は〇〇さんでございまして、ねぎを栽培されております。譲渡人の田んぼでございますが、大和城島線の侍島の信号から大莞の方に３００メートルぐらいでしょうか、幹線水路があります。中木室２号線の橋の所に鉄塔が建っております。大莞の方に行くならちょうど右手の方にある田んぼで、１反ないぐらいでございます。何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　地元委員の意見はお聞きのとおりであります。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号1番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
整理番号２番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明　）
農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の眞崎委員の意見をお願いします。

眞崎委員　譲渡人の〇〇さんにつきましては、譲受人の〇〇さんの方に長期に亘って利用権設定で作っていただいていたということで〇〇さんに譲渡したということと、もう一つは、同じ地区内での農地の譲渡ということを含めていろいろお話を聞いたところによりますと、出来るだけ地区内の人に所有権を移したらどうかという話もありまして、その２点で〇〇さんに譲渡したということでございます。場所については先ほど事務局の方から説明があったとおりでございますので、説明は省かせていただきます。

議　長　地元委員の意見はお聞きのとおりであります。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
次に、整理番号３番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明　）

農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えております。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
地元委員の野口壽格委員の意見をお願いします。

野口壽格委員　　３月１２日に〇〇さんではなくお父さんの方の〇〇さんから連絡を受けました。今説明があったように問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりであります。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号３番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号３番を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「農地法第４条第１項及び農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明　）
こちらの農地につきましては、１０ヘクタール以上のつながりのある農地ということで第1種農地に区分されますが、集落接続による不許可の例外に該当すると思われます。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の野口壽格委員の意見をお願いします。

野口壽格委員　　先日６日に池田委員さんと事務局と４人で調査に行ってまいりました。その結果は事務局説明のとおりで、隣の田んぼの承諾書もあるということで、周辺の農地に与える影響が少なく、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　　続いて、地元委員の池田英昭委員の意見をお願いします。

池田英明委員　　事務局と現地調査委員の野口さんからの意見のとおりでございます。何ら問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
整理番号２番を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明　）
こちらの農地につきましても、１０ヘクタール以上のつながりのある農地ということで第1種農地に区分されますが、集落接続による不許可の例外に該当すると思われます。

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の池田英昭委員の意見をお願いします。

池田英明委員　４月６日に事務局並びに現地調査委員の野口さんと私と現地調査をしてまいりました。周りの同意も取れておりますし、排水関係も本家の排水と一緒にするということで特に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議　長　続いて、地元委員の眞崎委員の意見をお願いします。

眞崎委員　まずは場所ですけども、上八院のあんこ屋さんから西側に１００メートル程入ったところでございます。先ほど事務局の方から説明がありましたとおり、息子さんが帰ってくるということで、住宅を建築したいということで説明がありました。現況の農地の状況についても、農地の状態できちんと管理をされておりますし、周囲の状況についてもここに書いてあるとおりでございますので、なんら問題ないと思っておりますのでよろしくご審議の程をお願い申し上げます。

議　長　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
次に議案第４号「あっせん譲受希望申込みについて」を議題とします。当案件の申請者が私の親族でございますので、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、当案件終了まで退席をさせていただきます。なお、当案件の審議については、野口壽格職務代理者に議長を務めていただきますので、よろしくお願いします。
暫時休憩とします。

（退席の間暫時休憩）

野口職務代理者　　暫時の間、議長を務めさせていただきます
議案第４号「あっせん譲受希望申込みについて」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明　）

野口職務代理者　　事務局の朗読説明が終わりました。あっせん譲受希望者は、あっせん譲受等候補者名簿に登録しなければなりませんので、この申込みが出ております。みなさんの意見をお願いします。

眞崎委員　　○○さんは認定農業者になっておられますか。

事務局　　この申請書に記載のとおりで、認定農業者にはなっていらっしゃいません。確かまだ経営主がお父さんの名前ではなかったかと思います。

熊丸委員　　あっせん譲受はどういうメリットがあるか、分かる範囲でお尋ねします。

事務局　　あっせん譲受の名簿に名前が載った場合は農地のあっせん事業、福岡県農業振興推進機構を通じて農地の売買を行うのですけども、まず農地を売られる方につきましては、譲渡所得に関しては800万円まで控除があります。この後、議案第５号であっせんの関係をお話するんですが、安い手数料で登記等の手続きをされるということで、通常であれば農地法の３条で売買をされた場合は、農業委員会が許可書を渡して、その後登記等の手続きは自分で行っていただきますが、あっせんの場合はすべて推進機構が事務を行いますので、売られる方及び買われる方については登記等の手続きはまったくしていただかなくて良いというところがメリットになると思います。また買われる方につきましても、不動産を取得する際に１回だけかかります不動産取得税、これは県の税金になるんですけども、こちらについても一部安くなるというメリットがあります。

松永静義委員　　あっせん登録をする時の申請時点の面積は最低どれだけないといけないということはありますか。それとも、２反でも３反でも持っていてその時にあっせんの申込書を出したら審査いただけるのかということについてお尋ねしたい思いますが。

事務局　　あっせん基準の中に、あっせんによる農地取得後８，１００㎡以上の面積があればあっせんをすることができるという形になっております。ですので、面積につきましては、たとえば４反ぐらいでも登録はできるんのですが、あっせんで譲り受ける場合については、譲り受けた農地と今持っている面積で８，１００㎡を超えなければあっせんが出来ないということになります。４反であれば残り４，１００㎡以上のあっせんを受ける時しかあっせん事業をすることができないという要件がございます。あと年齢要件に関しましては、数年前までは何歳までと年齢の上限があったのですが、これについては撤廃をされております。

野口職務代理者　　他にご意見ございますでしょうか。

各委員　　（　全員意見なし　）

野口職務代理者　　意見もないようですので、質疑を終ります。採決致します。
議案第４号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

野口職務代理者　　全員賛成と認め、議案第４号を承認することに決定いたします。
本案件が終了したので、水落会長を復帰させ、議長を交代します。
ここで暫時休憩とします。

（着席の間暫時休憩）

議　長　　再開いたします。次に、議案第５号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

（　朗読説明　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
それでは質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

田中委員　　一つだけ事務局にお尋ねします。先ほど〇〇さんの件であっせん譲受希望申込をされているということだったんですが、〇〇さんについてもそういう申込があっているんでしょうか。

事務局　　実は、９ページの下の一番右側にあっせん譲受等候補者名簿の登録番号と登録年月日を記載しております。〇〇さんにつきましては、平成８年１月１０日に登録をしていただいております。その際にも農業委員会の総会にかかって承認された後に名簿に登録をしているという状況になっております。

熊丸委員　　一つだけお尋ねします。これは土地改良した土地かどうか事務局にお尋ねします。

事務局　　こちらについては土地改良をした農地でございます。あっせんにつきましては、農振農用地でないといけないという用件がありますので、基本的には農振の農用地はほとんどが整備をした田んぼかと思いますので、一応条件としては農振農用地があっせんの条件となっております。

眞崎委員　　１反当りの単価が〇〇万ということで、今までの状況からしますと若干安いんではないかと思いますけども、何か理由があるわけですか。

古賀良隆委員　　十数年前から〇〇さんが〇〇さんの田んぼを作っていたということで、〇〇さんが〇〇さんに恩義があるということで、このような値段になったそうでございます。

議　長　　他にご意見ございませんか。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
議案第５号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、議案第５号を承認することに決定いたします。
これをもちまして、今月の農業委員会の総会を閉会いたします。どうもありがとうございました。